

答 申

諮問第142号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年10月31日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年11月19日付け技第937号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年11月21日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、速やかな開示を求めるといものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。
なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 建設業者の監督機関である実施機関に対して建設業者の苦情申立てを行い、実施機関は「行政指導を行っている。」としているが、「〇〇〇〇〇〇〇〇が、未だ建設業許可申請がなされていないまま営業を行っている理由が分かる情報は保有しておらず、開示する公文書は存在しない。」の理由説明は矛盾する。
- (2) 本件違反業者である〇〇〇〇〇〇〇〇による犯罪被害は現在も継続中にあり、「行政指導を行っている。」とするその詳細の情報について、監督機関として申立人が開示請求をするまでもなく、申立人に逐一報告すべきであるが、未だかつて一度もないので、本件対象公文書がないわけがない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書、並びに審査会における説明及び意見の陳述並びに審査会へ提出した資料によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求の経緯について

異議申立人は、特定の施工業者が建設業法等に違反する行為をしたとして、実施機関に是正を求める苦情申立てを複数回行っており、なお違反状態が是正されていないとして、本件開示請求を行った。

2 本件処分について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件開示請求の対象公文書(以下「本件対象公文書」という。)は、特定の施工業者が、未だ建設業許可申請が為されていないまま営業を行っている理由が分かる情報であり、実施機関は本件対象公文書を保有していない。

よって、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、施工業者が、未だ建設業許可申請が為されていないまま営業を行っている理由が分かる情報は保有していないとして、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った旨主張する。

当審査会は、実施機関に対し、本件開示請求に係る苦情申立てに関して、本件開示請求の時点までに、実施機関が作成又は取得した公文書について、説明を求めたが、本件対象公文書の存在は確認できず、また、建設業の許可申請は、申請する側が行う行為であり、特定の業者が許可申請をせずに営業している理由が分かる情報を実施機関が保有していないという説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、冒頭のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
-------	-------

平成26年12月2日	○諮問（実施機関）
平成26年12月12日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年12月24日	○異議申立人からの意見書を受理
平成28年6月27日	○審議
平成28年7月19日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年8月4日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年8月16日	○審議
平成28年8月24日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年8月30日	○審議
平成28年9月12日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年10月3日	○審議
平成28年10月18日	○審議
平成29年2月28日	○審議
平成29年4月25日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成26年10月31日	建設業法第3条及び第19条並びに浄化槽法第21条の規定に対する違反等が確認された和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、未だ建設業許可申請が為されていないまま営業を行っている理由が分かる情報。(技術調査課)